

令和7年度保育行政及び公立保育所等指導監査実施計画

1 指導監査の実施方針

(1) 指導監査の実施

- ア 市町村における保育所入所事務等及び公立保育所等の指導監査は、「一般監査」、「随時監査」と「特別監査」に分けて実施する。
- イ 公立保育所等の一般指導監査は、原則として、年度ごとに1回、施設の設備及び運営に関する基準を定める県の条例及び規則、市町村が定める保育所に関する条例及び規則並びに関係法令・通知等を遵守しているかどうかを、実地により確認する。ただし、別に定める要件を満たしている施設については、例外的に実地によらず検査できるものとする。
- ウ 保育行政（入所事務等保育の実施）の一般指導監査は、原則として、2年に1回、市町村の保育の実施に関する条例・規則、関係法令・通知等を遵守しているかどうかを、実地により確認する。
- エ 随時監査は、入所児童の安全管理体制を確認する必要がある場合や随時監査を実施する必要があると認められる場合等に、実地により実施する。
- オ 特別監査は、運営等に問題を有する保育所等を対象に、特定の事項について事業所管課と合同で随時実施する。

(2) 指摘事項に対する是正・改善等の措置

- ア 指摘事項に対する是正・改善の状況について期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求めるとともに、当該年度中に解決が困難な事項については、事業所管課と連携し、年次改善計画を作成させる等、その着実な解決に向けて継続的に指導する。
- イ 公立保育所等に対する指導監査の結果、指摘事項について改善措置が講じられていない場合、福祉事務局長は、個々の事例に応じ、児童福祉法第46条第3項の規定により改善を命じる等、所要の措置を講じるものとする。

2 指導監査の主眼事項及び着眼点

令和7年度の指導監査は、沖縄県保育行政指導監査実施要綱第8条に規定する別紙1「市町村保育行政及び公立保育所指導監査事項」の主眼事項及び着眼点に基づき実施する。

3 指導監査の重点事項

＜保育行政＞

- (1) 市町村における入所事務（利用調整）、世帯階層区分認定及び支給認定事務等は適正に行われているか。
- ・保育士等の子どもの優先入所や広域入所に努めているか。
 - ・施設における保育室等の設備基準及び職員の配置基準を踏まえた利用調整が行われているか。

(2) 不適切な養育等の発見のため、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から定期的な情報提供の体制が整備されているか。必要に応じ関係機関との連携を図っているか。

(3) 利用定員を下回る場合の定員変更の対応を適切に行っているか。

(R4. 3. 23 子発 0323 第 7 号厚生労働省子ども家庭局長通知による)

(4) 国の法令等の改正に伴う条例改正の対応を適切に行っているか。

(保育所等における職員配置基準、栄養士法改正に伴う管理栄養士配置に関する改正等)

＜公立保育所等＞

(1) 保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の取り組みは、適切に行われているか。

(2) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。

(3) 職員の労働条件の改善等に配慮した定着促進及び離職防止の取り組みは、適切に行われているか。

(4) 建物・設備の維持管理は、適切に行われているか。

(5) 不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じ関係機関との連携を図っているか。

(6) 保育所の職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

(7) 安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

(8) 幼保連携型認定こども園において保育教諭等が未取得の免許・資格の取得を計画的に行うための計画の策定等が行われているか。